

校内いじめ防止対策ならびに対応についての基本方針

千葉大学教育学部附属小学校 平成27年4月 策定

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」の定義は、「いじめ防止対策推進法」による。すなわち、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) 「いじめ」についての認識

「いじめ」について、教員は次のような共通の認識を持たなければならない。

- ・「いじめ」に該当するかどうかは、上記定義にしたがい、当該行為を受けている児童が心身の苦痛を感じているかどうかで判断する。
- ・発生する背景にかかわらず、今いじめを受けている児童の救済を最優先とする。
- ・集団生活の場である以上常に「いじめる」側と「いじめられる」側という関係性が発生する危険がある。

2 いじめの防止及び対応について

(1) いじめ防止および対応の基本的な考え方

教員ならびに職員は、いじめが起こらないように適切に配慮するとともに、児童の状態をつかむことで、兆候を察知する努力をしなければならない。また、教員は学校生活および授業内で児童が自己の有用性を感じることができ、わかる・面白い授業実践に努めていく必要があることを強く自覚する。

さらに、児童によっては、「いじめられている」事実と向き合うことが極めてつらい行為であるということを教員は理解する必要がある。

したがって「いじめ」防止及び対応のためには次のような場や機会が大切である。

なお、「いじめ」事案についての情報が入ったときには、原則として保護者にも当該情報を提供し、連携・協力を依頼して対応していくとともにケース会議には学部教員等学部有識者の協力を仰ぐ。

- 「発信・把握」する場（機会）
- 「共有」する場（機会）
- 「相談」する場（機会）
- 「実行」する場（機会）
- 「確認」する場（機会）

(2) いじめ防止および対応の校内組織等

いじめの防止および対応の校内組織として、「生徒指導・相談・支援委員会」を位置づける。また、対応について学部等校外の機関との連携が必要な場合等には、個別にケース会議を設け、対応や具体的な連携について協議する。

(3) いじめの未然防止について

「わかる授業」を推進し、自分の存在と他者の存在を等しく認めお互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を学校教育活動全体を通じて養う。

具体的には次のような取組みを実践する。

- ・楽しくわかる授業への授業改善の努力
- ・「いじめ」に関連する価値項目の道徳の授業実践
- ・「いじめ」行為把握のための定期アンケート調査
- ・教育相談週間における担任による個別相談
- ・生徒指導・教育相談・支援委員会の場での情報の発信と共有
- ・週1回のS C及び相談員と、教育相談担当教員との情報交換
- ・児童の意欲を高めるしかも生徒指導の機能生かした授業実践への努力
- ・異年令集団との交流活動を通した「思いやりの心」の醸成
- ・担任等教員の児童の訴えや相談に耳を傾ける姿勢の保持

3 重大事態への対応について

(1) 「重大事態」について

○「重大事態」かどうかについては、いじめ防止対策推進法第五章第28条に基づく。

・調査・大学等への報告を必要とする重大事態とは次のような場合である。

①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 「重大事態」への対応

重大事態が生じた場合の対応は、「国立大学法人千葉大学教育学部附属学校におけるいじめ防止対策等に関する規程」に基づき、学校設置者の判断に応じて対応する。

(2) 重大事態が生じた場合の流れ

- ①学校は、重大事態が発生した場合は、速やかに教育学部長及び学校設置者である学長に報告する。
- ②学長は、「国立大学法人千葉大学教育学部附属学校におけるいじめ防止対策等に関する規程」に基づき、速やか「いじめ防止対応委員会」に対応を指示する。
- ③「いじめ防止対応委員会」は、具体的な対応を行っていく。
- ④学長、教育学部長及び校長は、重大事案への対処及び再調査が必要となった場合の対応並びに同種の事態の発生の防止のために必要な措置等について、「いじめ防止対策推進法」等に沿って適切に行う。